～認めて！避難の権利　守ろう！子供の未来～

1万枚のはがきのちからで

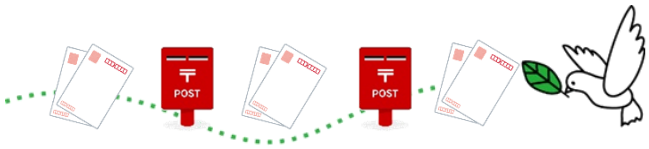

公正判決かちとり最高裁の不当判決を覆そう！

2018 年 12 月 14 日に控訴審（大阪高裁）での弁論が始まってから丸５年が経ち、京都訴訟控訴審は５月 22 日の第 22 回期日をもって結審しました。原発賠償訴訟をめぐる状況は、「結論ありき」の 2022 年６月 17 日の最高裁（第２小法廷多数派）判決が出て以降、「国に責任なし」の判決が続いており、最近の高裁判決では、国の責任を否定するばかりか、区域外避難者の賠償について、一審判決の賠償額を大幅に減額させる判決も出ています。まるで、区域外避難者の賠償は、極めて不十分な「原賠審第５次追補」で十分という流れを追認しているかのようです。このような中、京都訴訟が高裁段階での「最後の砦」ともいわれる状況になってきています。

京都訴訟の一審、京都地裁判決では、国と東電の責任を明確に認め、賠償については、原賠審が認めた「自主的避難等対象区域」を大きく超えて、福島県南地方、会津地方、茨城・栃木・千葉の原告について避難の相当性を認めました。避難期間についても避難開始から２年と、他の訴訟と比べても踏み込んだ判決を獲得しました。　しかし、仙台等の原告の訴えが認められず、全体に賠償額が低額であったため、大阪高裁に控訴し闘ってきました。

大阪高裁の判決では、東電はもちろんですが、国の責任をなんとしても認めさせなければなりません。なぜなら、国の原発政策を転換させ、原発事故被害者の救済制度を確立するためにも絶対に必要だからです。さらに、賠償については、原賠審第 5 次追補の水準ではなく、区域外避難者を含む原発事故被害者に対する完全な賠償を実現するものでなければなりません。

大阪高裁第 12 民事部の裁判官へ向けて、裁判官を叱咤激励し、公正な判決を書かなければならないと思わせることができるようなメッセージをお願いします。

皆さまの思いをハガキに込めて届けてください。どうぞよろしくお願いいたします。

（詳しくは裏面をご覧ください。）

判決日決定！

12月18日（水）午前11時

大阪高裁202号法廷（予定）

【お問合せ先】原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会
〒612-0066 京都市伏見区桃山羽柴長吉中町 55-1 コーポ桃山 105 号市民測定所内
電話 090-8232-1664（奥森）

―あなたのハガキで裁判官を動かし、国を動かしましょう!―

裁判の問題点について ？ ？ ？

▽国の規制権限

「原子炉施設の安全性が確保されないときは…深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ…万が一にも起こらないようにするため…安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせる」（伊方訴訟最高裁判決）ための国の規制権限ではないでしょうか。

▽「長期評価」の問題

原発事故を防止するためには考えられる限りの方策を検討することが必要です。津波の「長期評価」の評価と分析抜きには安全対策が十分だったか判断できません。

▽防潮堤問題

最高裁判決は、国が津波対策を命じていたとしても造られた防潮堤は東南側が高く東側は低いものになっていたので津波の浸入は防げなかったと言っています。こんな防潮堤を見たことがありますか？樋口英明元裁判長は「高低差のない普通の防潮堤を築いていたならば本件事故は防ぐことができた」と指摘しています。

▽水密化問題

事故当時、すでにＩＡＥＡ（国際原子力機関）は電源喪失を防ぐために防潮堤以外にも水密化（防水）対策が必要だと指摘していました。６・１７判決が当時は防潮堤以外の考え方はなかったと言うのは、〝国に責任なし〟という結論を導きだすための言い逃れ(嘘)に他なりません。

▽事故の原因究明を回避した最高裁

国が規制すべき内容にも触れず津波は防げなかったとしか言わない6・17判決では、チェルノブイリ事故以来の未曾有の原発事故を起こしてしまった教訓を今後に生かすことはできません。

▽司法の独立性

６・１７判決を下した裁判長が直後に東電の弁護に携わっている大手弁護士事務所に「天下り」するなど司法の独立性が疑われる事態となっています。裁判官は不当な〝圧力〟に屈することなく、憲法７６条にあるように「自らの良心に従い独立して」職権を行わなければなりません。

下記の例を参考に、皆さんご自由にメッセージをお書きください。公正な判断を後押しできるようなメッセージをお願いします。

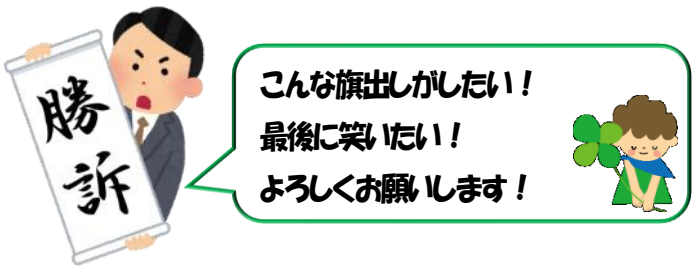

【メッセージの例】

○牧裁判長、勇気をもって公正な判決をお願いします。
○３人の裁判官が、ご自身の良心に従い、独立して職権を行うことを望みます。
○牧裁判長が憲法 76 条及び法律にのみ拘束されること、あらゆる政治的権力に屈することなきよう望みます。
○この京都訴訟判決から、この国の原発事故の政治的解決へと向かうことを強く信じています。
○国に責任があると明確に認めた判決をお願いします。
○原告それぞれの被害と向き合い、公正な判決を書いてください。

【注意点】

※週初めに裁判所に届くよう、金曜日に投函してください。
※お手数でも切手をお貼りください。

京都訴訟原告団のメッセージ映像はこちらからご覧ください。
https://www.youtube.com/channel/UC4dQBxuOuzZcHXFEcAU6KvQ